

特定事業所集中減算について

公正・中立なケアマネジメントの実施及びサービスの質の向上を目的として設けられたもので、指定居宅介護支援事業所は毎年2回、当該事業所が減算に当たらないかを確認し、該当した場合は全ての利用者に対して1月につき1件200単位を半年の間、減算することになります。

特定のサービス事業所に集中する正当な理由なく、集中割合が80%を超える場合に報酬を減算する仕組みです。

指定居宅介護支援事業所は、(1)の判定期間ごとに、(2)に掲げる事項を記載した書類を作成し、

算定の結果80%を超えた場合については、提出期限までに当該書類を介護保険者へ提出しなければなりません。

正当な理由がある場合は減算となりませんが、その場合であっても(2)に掲げる事項を記載した書類を介護保険者へ提出しなければなりません。

※80%を超えなかった場合は届出書の提出は不要ですが、書類は完結してから5年間は保存してください。

(1) 判定期間と提出期限

	判定期間	提出期限	減算適用期間 (正当な理由がない場合)	備考
前期	前年度3月1日～ 当年度8月31日	9月15日	当年度10月1日～ 当年度3月31日	
後期	当年度9月1日～ 当年度2月末日	3月15日	次年度4月1日～ 次年度9月30日	

(2) 書類に記載する事項

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高峰人が位置付けられた居

宅サービス計画数並びに紹介率最高峰人の名称、所在地、事業所及び代表者氏名

④ 計算した割合

⑤ 計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合は、その理由

(3) 減算の対象となるサービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

※提出について、指定権限移譲前に使用された様式を使用しても構いませんが、宛名は「安八郡広域連合長」に直してください。